

秋 田 県

認 定 こ ど も 園 の

認 定 の 要 件

要 覧

〔令和8年6月版〕

秋田県人口戦略部こども支援課

目 次

概 説	1
I 法に掲げる要件	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 抄	2
II 基準告示に掲げる要件	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び 第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設及び運営に関する基準 ・	3
第一 趣旨	3
第二 職員配置	4
第三 職員資格	5
第四 施設設備	6
第五 教育及び保育の内容	8
第六 保育者の資質向上等	11
第七 子育て支援	12
第八 管理運営等	12
附 則	14
秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（全文）	17

凡 例

《用語について》

- ・ 法令等の略語は、次のとおりです（説明の都合上、異なる表記をすることがあります。）。

条例 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年秋田県条例第55号）

旧条例 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年秋田県条例第79号）

法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
（平成18年法律第77号）

基準告示 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条
第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設及
び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）

- ・ 主な用語の定義は、次のとおりです。

子ども 小学校就学の始期に達するまでの者

幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所

保育機能施設 保育所としての業務を目的とする施設であって児童福祉法第35条第3項の届出を
していないもの又は同条第4項の認可を受けていないもの（少数の子どもを対象
とするもの又は臨時に設置されるものを除く。）

保育所等 保育所又は保育機能施設

教育 教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校

	において行われる教育
保育	養護及び教育（満3歳以上の子どもに対する教育を除く。）を行うこと
保育を必要とする子ども	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5に規定する事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者
子育て支援事業	次に掲げる事業 ・ 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ・ 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ・ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業 ・ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 ・ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

《表記について》

- ・ 条文中の**下線太字部**は、条例第3条の規定による読み替え後の内容（県独自基準）を示します。このとき、その直前の取り消し線を付した箇所は、読み替え前の内容を示します。
- ・ 条文中の「…」は、読みやすくするために条文の一部を省略していることを示します。
- ・ 条文中の注記は、〔 〕内に記載します。
- ・ 破線枠内の〔 補 足 〕には、基準の解釈・運用に関する補足・留意事項等について記載します。
- ・ 破線枠内の〔 参 考 〕には、条文中引用する他法令の規定のうち、基準として参照する必要があるものについて、その内容を記載します。また、基準の解釈・運用に関する通知等についても、その名称等を記載します。

概 説

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年秋田県条例第55号）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、本県（秋田市を除く。以下同じ。）における認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件に関する基準を定めるものです。

条例では、法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）（＝基準告示）に定めるものをもって、本県における認定こども園の認定の要件とすることとされています（一部読み替えて県独自基準としています。）。

なお、この要件のほか、幼稚園、保育所又は保育機能施設の施設類型ごとにそれぞれ適用される関係法令の規定に適合しなければならないことに十分留意してください。

本書の内容

本書には、本県における認定こども園の認定の要件を、

- I 法に掲げる要件
- II 基準告示に掲げる要件

に整理して掲載しています。

基準告示の規定については、条例第3条の規定による読み替え後の内容を掲載しています。

そのほか、条文中で引用する他法令の規定のうち基準として参照する必要があるもの、基準の解釈・運用についての補足、参考となる通知等について掲載しています。

規定方式の変更について

本県の設備運営基準は、当初、旧条例において個別具体的に規定されていました。しかし、これでは、基準を定める省令等と同内容の基準と県独自基準が混在し、一見してどの部分が県独自基準か判別しにくく、また、省令等の改正があっても県で条例改正がなされないとその内容が適用されないなど、事業者にとって改正後の基準の適用関係が分かりにくい状況が生じていました。

そこで、令和6年7月に旧条例を全部改正し、条例で定める県独自基準のほかは、省令等をそのまま本県の設備運営基準とすることとしました。これには、

- ・ 県独自基準の内容が明瞭になる
- ・ 省令等の改正があったときは、県の条例改正を経ず、改正後の内容が即時に適用される
- ・ 国の通知等を参照したり市販の解説書・ハンドブック等を利用したりすることが容易になる

などの利点があります。

I 法に掲げる要件

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 抄

平成18年法律第77号

令和7年法律第68号 改正現在

令和8年4月1日施行

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条 …

- 2 前項の条例で定める要件 [=条例第3条第1項に定める要件（幼稚園型（単独型）、保育所型、地方裁量型）] は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。
 - 一 当該施設が幼稚園である場合 [=幼稚園型（単独型）] にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。…）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
 - 二 当該施設が保育所等である場合 [=保育所型、地方裁量型] にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童福祉法第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
 - 三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- 4 前項の条例で定める要件 [=条例第3条第2項に定める要件（幼稚園型（併設型、接続型）)] は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。
 - 一 次のいずれかに該当する施設であること。
 - イ 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 [=幼稚園型（併設型）]
 - ロ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 [=幼稚園型（接続型）]
 - 二 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

Ⅱ 基準告示に掲げる要件

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

内閣府
平成26年文部科学省告示第2号
厚生労働省
令和8年 内閣府 告示第2号 改正現在
文部科学省
令和8年4月1日適用

- 第一 趣旨
- 第二 職員配置
- 第三 職員資格
- 第四 施設設備
- 第五 教育及び保育の内容
- 第六 保育者の資質向上等
- 第七 子育て支援
- 第八 管理運営等

附 則

附則 第3項―第9項 認定こども園の職員資格に関する特例

附則（令和6年内閣府・文部科学省告示第1号）第2項、第3項

職員配置基準の改正に係る経過措置

附則（令和8年内閣府・文部科学省告示第1号）第2項

学級の編成の基準の改正に係る経過措置

第一 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）は、幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである。

この幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）については、地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次に掲げる類型を認めるものである。

一 幼稚園型認定こども園

次のいずれかに該当する施設をいう。

- 1 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園
- 2 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置され

ている施設であって、次のいずれかに該当するもの

イ 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 保育所型認定こども園

保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

三 地方裁量型認定こども園

保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設

このように多様な類型の認定こども園を認めると同時に、いずれの類型の認定こども園においても、子どもの健やかな育ちを中心に置き、認定こども園に求められる機能の質を確保する必要がある。このため、法においては、認定こども園の認定の基準について、主務大臣が定める基準を参酌して都道府県（指定都市等所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市等）の条例で定めることとしたものである。

〔 参 考 〕

◎学校教育法（昭和22年法律第26号）

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二 職員配置

- 一 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の

子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

二 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は30人以下を原則とする。

第三 職員資格

一 第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士…の資格を有する者でなければならない。

二 第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない。

三 二の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。

四 二の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事者としてすることができる。

五 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

六 一、二及び四により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及

び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

〔 参 考 〕

○保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について（令和8年4月8日こ成保第329号・8文科初第177号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長通知）

第四 施設設備

一 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましいが、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合においては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- 2 子どもの移動時の安全が確保されていること。

二 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、四本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては四本文及び九）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

三 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

四 三の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が二本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

五 三の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、1の基準を満たすと

きは、2の基準を満たすことを要しない。また、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2の基準を満たすときは、1の基準を満たすことを要しない。

- 1 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- 2 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて1により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

六 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

- 1 子どもが安全に利用できる場所であること。
- 2 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- 3 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- 4 五による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

七 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 1 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- 3 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 4 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 5 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

八 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、三の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な

調理設備を備えなければならない。

九 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、三により置くものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

第五 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

一 教育及び保育の基本及び目標

認定こども園における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という2つの機能が一体として展開されなければならない。

このため、認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

- 1 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。
- 2 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- 3 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自立と協同の態度及び道德性の芽生えを培うようにすること。
- 4 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- 5 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。
- 6 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

二 認定こども園として配慮すべき事項

認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。

- 1 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- 2 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。
- 3 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- 4 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

三 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園における教育及び保育については、二に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならない。

また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

- 1 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- 2 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- 3 家庭や地域において異年齢の子どもとのかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。
- 4 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

四 環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- 1 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。
- 2 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。
- 3 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるよ

うに子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

- 4 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

五 日々の教育及び保育の指導における留意点

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- 1 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- 2 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。
- 3 1日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。
- 4 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。
- 5 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事することへの興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。
- 6 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- 7 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- 8 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法〔＝就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

〔 参 考 〕

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）
第33条の10 …

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（昭和18年法律第77号）

第27条の2 …

- 一 園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。
- 二 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。
- 四 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 9 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

六 小学校教育との連携

認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- 1 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- 2 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- 3 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

第六 保育者の資質向上等

認定こども園は、次に掲げる点に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

- 一 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- 二 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- 三 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。
- 四 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。
その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。
- 五 認定こども園の長には、認定こども園を1つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

第七 子育て支援

認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる点に留意して実施されなければならない。

- 一 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- 二 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- 三 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

第八 管理運営等

- 一 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。この場合、幼稚園型認定こども園のうち第一の一の2に掲げるものにおいては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることが考えられる。
- 二 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時

間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

三 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

四 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。

また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

五 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

また、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。

六 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

七 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて六に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

八 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

九 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければするよう努めなければならない。

〔 補 足 〕

第八の九の認定こども園である旨の表示をしなければならないこととする規定については、旧条例に定めがなかったことから、条例第3条の規定により読み替えて努力義務規定としています。

附 則

附 則

(認定こども園の職員資格に関する特例)

- 3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第二の一本文により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第三の一、二及び四の規定にかかわらず、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

〔補 足〕

知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者（「**知事が認める者**」）は、次に掲げるとおりです。

- ① 幼稚園教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状及び保育士の資格を有しないが、保育所又は認定こども園において、常勤で1年程度の保育業務の経験を有する者
- ② 子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した者
- ③ 家庭的保育者

〔参 考〕

○知事が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者に関する取扱要領（令和6年7月12日 教幼保-377）

- 4 第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第8項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第8項において同じ。）をもって代えることができる。
- 5 第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 第三の一により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

第三の六	第三の一により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第4項	第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第6項	第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第7項	第三の一により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

9 第三の六及び附則第7項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第三の六ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則 （令和6年内閣府・文部科学省告示第1号）

（経過措置）

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この告示による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第二の一の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この告示による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に

基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第二の一の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この告示の適用の日〔＝令和6年4月1日〕以後においても、なおその効力を有する。

- 3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新基準第二の一の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この告示による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第二の一の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この告示の適用の日以後においても、なおその効力を有する。

〔補足〕

この規定は、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間（満3歳以上4歳未満の子どもについては、令和10年3月31日まで）、改正前の職員配置基準により運営することができることとする経過措置を定めるものです。

《職員配置基準の改正前後の必要職員数》

区分	改正後	改正前
満3歳以上4歳未満の子ども	おおむね15人につき1人	おおむね20人につき1人
満4歳以上の子ども	おおむね25人につき1人	おおむね30人につき1人

附 則 （令和8年内閣府・文部科学省令第1号）

（経過措置）

- 2 この告示の適用の際現に存する認定こども園における1学級の子ども数については、この告示による改正後の第二の二の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

《学級編成基準の改正前後の人数》

区分	改正後	改正前
学級編成の基準	原則30人以下	原則35人以下

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（全文）

令和6年秋田県条例第55号

令和6年7月12日施行

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条及び第3条において「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定の要件を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。次条において「基準告示」という。）において使用する用語の例による。

（認定の要件）

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、同条第2項各号に掲げる基準及び基準告示（基準告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その要件とする。この場合において、基準告示第八の九中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、同条第4項各号に掲げる基準及び基準告示（基準告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その要件とする。この場合において、基準告示第八の九中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は、公布の日〔=令和6年7月12日〕から施行する。

秋田県

認定こども園の認定の要件 要覧

〔令和8年6月版〕

令和8年6月 発行

発 行 秋田県人口戦略部こども支援課

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話 (018)860-5127
